

名古屋市移動支援事業実施要領の一部を改正する要領

名古屋市移動支援事業実施要領の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に、下線で示すように改正する。

改正前	改正後
<p>(重度訪問介護利用者の大学修学支援)</p> <p>第5条 (略)</p>	<p><u>(移動支援給付費の算定方法)</u></p> <p><u>第5条 1日に複数回の支援を行う場合について、その間隔が2時間以上となる場合には、それぞれの所要時間の報酬単価において算定する。</u></p> <p>(重度訪問介護利用者の大学修学支援)</p> <p><u>第6条 (略)</u></p>

附 則

- 1 この要領は、令和3年6月1日から施行する。